

静岡県公安委員会規則第9号

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年8月30日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則

静岡県警察組織規則（昭和34年静岡県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(生活保安課の所掌事務)</p> <p><b>第22条</b> 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 次に掲げる物質等の運搬に関すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）に定める放射性同位元素</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める<u>特定病原体</u></p> <p>(15)～(19) (略)</p> <p>(外事課の所掌事務)</p> <p><b>第54条</b> 外事課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。</p> <p>ア 出入国管理及び難民認定法（<u>昭和26年法律第319号</u>）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(生活保安課の所掌事務)</p> <p><b>第22条</b> 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 次に掲げる物質等の運搬に関すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>（昭和32年法律第167号）に定める放射性同位元素</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める<u>特定病原体等</u></p> <p>(15)～(19) (略)</p> <p>(外事課の所掌事務)</p> <p><b>第54条</b> 外事課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。</p> <p>ア 出入国管理及び難民認定法（<u>昭和26年政令第319号</u>）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。